# いしかりしじょうほう こみゅにけーしょんじょうれいかしょう だいかくにん かいめ 石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)のたたき台【確認:3回目】

#### 《はじめに》

前回(4月に)開催された令和5年度第1回検討委員会では、2回目の「条例のたたき台」の確認が行われ、さらに新たな意見が出されました。

それらの内容を市役所の法律の担当者(これからは「法制担当者」と 言います。)にみてもらいましたので、今回もその結果について、皆さい んと確認していきたいと思います。

まずは、次のページの「条例全体にかかわる言葉の確認について」というところから、皆さんと考えていきましょう。

## じょうれい ぜんたい ことば かくにん (条例の全体にかかわる言葉の確認について①)

◎前回の会議では、条例の全体で使われていた「発信」と「取得」という言葉について、それぞれを「情報を伝えること」と「情報を得ること」という表現に変えていくことを確認しました。さらにその中で、「情報を得ること」の「得る」という言葉を「知る」に変えた方がもっとわかりやすくなるのではないか、という意見があり、この部分を法制担当者に確認をしましたので、その結果を報告します。



#### 【結果について】

◎「得る」と「知る」については、どちらの言葉を使っても内容に売きな違いはないと思いますが、「情報を伝えること」という言葉の反対は「情報を受け取ること」になると思うので、「得る」や「知る」も良いのですが、「受け取る」という言葉の方がここで使われる言葉として一番近い意味になるのではないかと思いました。

## じょうれい ぜんたい ことば かくにん (条例の全体にかかわる言葉の確認について②)

◎筒じく前回の会議で、条例の全体で使われていた「障がいのある人のわかる 方法」という言葉について、その中に書かれている「障がいのある人の」を 「障がいのある人が」にしてはどうか、という意見がありましたが、この部分に ついても法制担当者に確認をしましたので、その結果を報告します。



#### 【結果について】

©どちらを使っても意味が伝わるので大丈夫ですし、今回の場合は、「の」が続くので「が」を使った方が良いと思う人もいると思います。読みやすさと全体の「、ランスでどちらを使うか検討委員会で判断してもらえればと思います。

★今回の資料では、法制担当者の結果を参考にし、すべて「情報を伝えること」と「情報を受け取ること」、そして「障がいのある人がわかる方法」という言葉を使っていますが、次回からは皆さんで決めた言葉を使っていきます。

次に、条例の内容についての確認に入りたいと思います。今回も、
<sup>třんかい だ</sup>前回出された意見の確認をしていきます。

また、先ほどお話ししたとおり、法制担当者の結果を参考にしながら ないようとしていますので、言葉の使い方が正しいかどうかなども皆 さんと確認していきたいと思います。

それでは次のページの「前文」から確認していきましょう。

# 1.「前文」の修正について

【法制担当者からの意見など】 ⇒ 特にありませんでした。

## 【修正した部分】

- ▶ 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使いました。
- ▶ 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



◎次のような文にしてみました。

### しゅうせいあん

#### ぜんぶん **1前文**

私たち市民の願いは、障がいのある、ないにかかわらず、তいにふを強わせ 理解し合い、このまちをみんなが安心して暮らし続けることができるやさしいま ちにしていくことです。

そのためには、市民一人ひとりが障がいのある人がわかる方法で情報を <del>佐え、受け取り</del>やすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行 う手段を活用することが必要です。

また、情報を受け取ることが難しいことやコミュニケーションがとりにくいことで、首分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、本人の意思表示を支援するための体制を充実させ、困難を感じることなく必要な情報を伝え、受け取ることができる環境を整えることが重要となります。

私たち市民は、**障がいのある人が**わかる方法による情報の**伝えかたや受け 取りかた**及びうきュニケーション手段を学ぼうとする気持ちを持ち、そして障がいへの理解を深め、障がいのある、ないにかかわらず「誰もが暮らしやすく、や さしいまち」になることを自指し、この条例を制定します。

いじょう じむきょく しゅうせいあん 以上が事務局の修正案となります。



## さんこう しゅうせいまえ ぶん 【参考:修正前の文】

#### / <sub>ぜんぶん</sub> ①前文

私たち市民の願いは、障がいのある、ないにかかわらず、互いに心を通わせ 理解し合い、このまちをみんなが安心して暮らし続けることができるやさしいま ちにしていくことです。

そのためには、市民一人ひとりが障がいのある人のわかる方法で情報を発信し、取得しやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。

また、情報の取得が難しいことやコミュニケーションがとりにくいことで、 じぶんの気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、本人 の意思表示を支援するための体制を充実させ、困難を感じることなく必要な 情報を取得し発信できる環境を整えることが重要となります。

私たち市民は、その人のわかる予法による情報の発信や取得の予法及び こまったサーション手段を学ぼうとする気持ちを持ち、そして障がいへの理解を 深め、障がいのある、ないにかかわらず「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」に なることを曽指し、この条例を制定します。

# 2. 「目的:第1条」の修正について

### 【法制担当者からの意見など】

▶ 「障がいのある、ないにかかわらず分け流てられることのない」という部分ですが、「~にかかわらず~ない」と否定をする表現が続けて使われているのが少し気になります。例えば、「障がいのある、ないによって分け流てられることのない」とすると伝わりやすいのではないかと思います。

## 【修正した部分】

- 文を少し修正したところがあります。
- 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使いました。
- ▶ 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。
- ▶「障がいのある、ないによって分け隔でられることのない」という文に修正しました。



◎法制担当者の意見などを参考にして、次のように文を修正してみました。

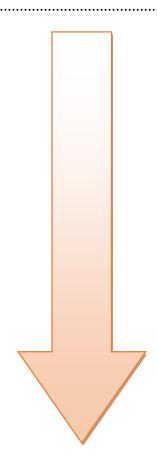
### 《修正案》

#### きくてき **②目的**

第1条 この条例は、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け 取ることができる環境及びうきュニケーション手段を普及させ利用しやすい 環境を整備し、石狩市(以下「市」という。)の責務並びに市民及び事業者の 役割を朝らかにすることにより、障がいのある、ないによって分け隔てられる ことのない共生社会を実現することを旨的とします。

いじょう じむきょく しゅうせいあん 以上が事務局の修正案となります。

修正部分がわかりやすいように、下に書かれている【参考: 修正前の文】を、 \*\*前のページの「《修正案》」が書かれている高さに合わせました。



## さんこう しゅうせいまえ ぶん 参考:修正前の文】

#### きくてき **②目的**

第1条 この条例は、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得ができること及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境を整備し、石狩市(以下「市」という。)の責務並びに市民及び事業者の役割を萌らかにすることにより、障がいのある、ないにかかわらず分け隔てられることのない共生社会を実現することを旨的とします。

# 3. 「定義:第2条」の修正について

#### 「けんとういいんかい かくにん ほうせいたんとうしゃ いけん 【検討委員会からの確認と法制担当者からの意見】

### ◆検討委員会からの確認 その1

▶「通勤する者文は通学する者」の文で、「文は」となると「AかBか」という分けた言い方になると思います。ここでは「AもBも」という意味になると思うので「文は」ではなく「及び」を使った方が良いかと思いますがどうでしょうか。



### 【法制担当者からの意見(回答)】

▶ 国や市役所が使う場合は(公用文では)「又は」が使われます。

「A、B文はC」となる場合は、AとBとCは選択的接続と言って、例えば今 話し合われている「市内に居住する者、通勤する者文は通学する者」で言 うと、どれかに該当すれば「市民」という意味になります。

「A、B及びC」となる場合は、AとBとCは併合的接続と言って、全部に がいとうする場合に「市民」となる、という意味になります。

法律などでもこのような意味や使われ方になっていますので、今回は「文は」を使う方が良いと考えます。

### ◆検討委員会からの確認 その2

▶「(6)コミュニケーション支援者」の部分で、「音訳者(朗読者を含みます。)」 というところの「(朗読者を含みます。)」という文を削除したいと思います が、特に問題はないでしょうか。



### 【法制担当者からの意見(回答)】

▶ 検討委員会で判断していただければと思います。

8ページ

### ◆検討委員会(事務局)からの確認 その3

▶「(3)コミュニケーション手段」の中に「ICT(情報伝達技術)機器」という言葉を入れることについてですが、こちらについては、東京都渋谷区で制定された「渋谷区手話言語への理解促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の中の定義に使われていたのを参考に、今検討している条例の中に「ICT(情報伝達技術)機器」の言葉を入れても問題はないものか教えてください。



### 【法制担当者からの意見(回答)】

★検討委員会の中で必要と思われるのであれば定義してもらえればと思います。

### 【修正した部分】

- ▶「又は」をそのまま使うことにしました。
- ▶「(6)コミュニケーション支援者」の部分で、「普訳者(朗読者を含みます。)」 というところの「(朗読者を含みます。)」という文を削除しました。
- ▶「(3)コミュニケーション手段」の中に「ICT(情報伝達技術)機器」という 言葉を入れました。
- 文を少し修正したところがあります。
- ◎法制担当者の意見などを参考にして、次のように文を修正してみました。

《修正案》の文や (修正案》の文や (修正前の文は次 のページに書い ています。



## しゅうせいあん

#### ていぎ **3定義**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などをいいます。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思 薬の たました。 大きない かまり を使った意思 薬通、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、 漢字及び片仮名などにひらがなをつける、身振り、重度障がい者用意思 伝達装置、口文字、「CT (情報伝達技術)機器その他の障がいのある人 が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用 されるものをいいます。
- (4) 市民 市内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障がいのある人の意思疎通の支援等を行う者又は団体をいいます。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その 状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。

いじょう じむきょく しゅうせいあん 以上が事務局の修正案となります。

## さんこう しゅうせいまえ ぶん【参考:修正前の文】

#### ていぎ **3定義**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活文は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などをいいます。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思 薬の しょくしゅう ひだん だび かかな なまり ない しゅうどしょう がな では 一 ションを 行う際に必要な手段として活用されるものをいいます。
- (4) 市民 市内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者 (明読者を含みます。)その他の障がいのある人の意思疎通の支援等を行う者又は団体をいいます。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その がいてきしょうへき かい できない できない のぞくことが必要とされる場合に、その が、況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。

# 4. 「基本理念:第3条」の修正について

### 【法制担当者からの意見など】

▶ 特にありませんでした。

### 【修正した部分】

- ▶ 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使いました。
- ▶ 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



◎次のような<sup>※</sup>にしてみました。

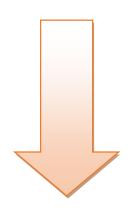
### しゅうせいあん

#### きほんりねん **4基本理念**

第3条 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取る権利及び ニュニュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重し、障がい のある人もない人も互いにコミュニケーションをしやすい環境を目指します。

- 2 コミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障がいのある人とない が立ったが、たがしたがく こせい そんちょう よんちょう 人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行います。
- 3 障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、短いに認め合い、誰も が暮らしやすいやさしいまちになることを自指します。

いじょう じむきょく しゅうせいあん 以上が事務局の修正案となります。 修正部分がわかりやすいように、下に書かれている【参考: 修正前の文】を、 \*\*\*
前のページの「《修正案》」が書かれている高さに合わせました。



## さんこう しゅうせいまえ ぶん 【参考:修正前の文】

#### きほんりねん **4基本理念**

- 第3条 障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及び ニューナーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重し、障がい のある人もない人も互いにコミュニケーションをしやすい環境を目指します。
- 2 コミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障がいのある人とない が近いの人格と個性を尊重することを基本として行います。
- 3 障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、質いに認め合い、誰も が暮らしやすいやさしいまちになることを自指します。

# 5. 「市の責務: 第4条」の修正について

### (法制担当者からの意見など)

▶ 特にありませんでした。

### 【修正した部分】

- ▶ 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使いました。
- ▶ 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



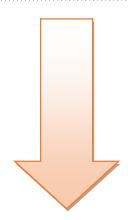
◎次のような文にしてみました。

### しゅうせいあん

### ⑤市の責務

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取り、及び コミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

いじょう じむきょく しゅうせいあん 以上が事務局の修正案となります。 令和 5 年度 第 2 回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称) に係る検討委員会資料 令和 5 年 6 月 3 0 日



## さんこう しゅうせいまえ ぶん 【参考:修正前の文】

### **⑤市の責務**

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及び ごうきュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

# 6. 「市民の役割:第5条」の修正について

### 【法制担当者からの意見など】

▶ 特にありませんでした。

### 【修正した部分】

- ▶ 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使いました。
- ▶ 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



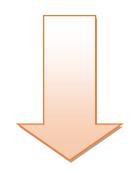
◎次のような文にしてみました。

### しゅうせいあん

## **⑥市民の役割**

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取り、及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

いじょう じむきょく しゅうせいあん 以上が事務局の修正案となります。



## さんこう しゅうせいまえ ぶん 【参考:修正前の文】

## **⑥市民の役割**

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

# 7. 「事業者の役割:第6条」の修正について

### (法制担当者からの意見など)

▶ 特にありませんでした。

## 【修正した部分】

- ▶ 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使いました。
- ▶ 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



◎次のような<sup>※</sup>にしてみました。

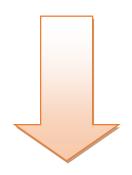
### しゅうせいあん

## ⑦事業者の役割

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人がわかる 「大法によって情報を伝え、受け取り、及びコミュニケーション手段の利用を そくりなするための市の施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人がわかる方法で コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとします。

いじょう じむきょく しゅうせいあん 以上が事務局の修正案となります。



## さんこう しゅうせいまえ ぶん 【参考:修正前の文】

#### りぎょうしゃ やくわり **⑦事業者の役割**

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人のわかる 「およによる情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進する ための市の施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人のわかる方法で コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとします。

# 8. 「財政上の措置:第8条」の修正について

### (法制担当者からの意見など)

▶ 特にありませんでした。

### 【修正した部分】

- ▶ 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使いました。
- ▶「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



◎次のような文にしてみました。

### しゅうせいあん

## でいせいじょう そ ち **9財政上の措置**

第8条 市は、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取り、 及びコミュニケーションに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置 を講ずるよう努めるものとします。

いじょう じむきょく しゅうせいあん 以上が事務局の修正案となります。 令和5年度 第2回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会資料 令和5年度 第2回石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会資料

修正部分がわかりやすいように、下に書かれている【参考:修正前の文】を、 まえ ペーじ 前のページの「《修正案》」が書かれている高さに合わせました。



#### さんこう しゅうせいまえ ぶん 【参考:修正前の文】

## 受財政上の措置

第8条 市は、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及び 「コミュニケーションに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ず るよう努めるものとします。

以上が「資料1 石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)のたたき だい かくにん かいめ しりょうないよう 台【確認:3回目】」の資料内容となります。